

## 組合員の人事に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下、甲）と信州大学教職員組合（以下、乙）とは、組合員の人事について、次の通り協定する。

（適用範囲）

第1条 本協定は、乙の組合員に適用する。

（人事の範囲）

第2条 本条での人事とは、配転、出向、昇格・降格、懲戒、解雇・退職など、職員の人事と処遇の変更に関することをいう。

（出 向）

第3条 甲が出向をさせようとする場合には、30日以上前に本人に次の各項を文書で示し、かつ本人もしくは組合の同意を得なければならない。

①出向先および勤務地、②出向目的 ③出向先での職務内容と地位、④出向期間、⑤出向中の労働条件（賃金、諸手当の支給、労働時間、休暇等）、⑥復帰の条件（勤務期間の通算、復帰元 等）

（住居の移動を必要とする転勤）

第4条 甲が居住地の移動を必要とする転勤をさせようとするときは、原則として3週間以上前に次の各項を示し、本人の同意を得なければならない。必要のある場合には本人もしくは組合と協議する。

①転勤先、②転勤の目的、③職務内容と地位、④転勤期間

（事前協議）

第5条 乙が人事の基準や人選について申し出を行った場合には、甲は、誠実に事前協議に応じるものとする。


（苦情処理）

第6条 乙の組合員が、第2条で定める人事に関して苦情を申し立てた場合には、甲と乙はその解決に誠実に取り組まなければならない。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学  
学 長

信州大学教職員組合  
中央執行委員長

小宮山 淳 

鶴岡 照春 